岡山県原子爆弾被爆者の健康管理手当等

の認定に関する委員会設置要綱

第１　目　的

　岡山県原子爆弾被爆者の健康管理手当等の認定に関する委員会（以下「委員会」という。）は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）に基づく健康管理手当及び医療特別手当の支給認定を行うにあたって、医師の意見を徴することにより、適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第２　委　員

　１　委員会の委員は３人で構成する。

 ２　委員は独立行政法人国立病院機構岡山医療センター、岡山大学医学部及び岡山県医師会から推薦された学識経験のある医師の中から知事が任命する。

 ３　委員長は、委員の互選によって、これを定める。

 ４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

 ５　委員は、再任されることができる。

第３　所掌事務は次のとおりとする。

 １ 原子爆弾被爆者の健康管理手当及び医療特別手当の支給要件にかかる病状審査

　２　その他、知事が必要と認める事項

第４　委員会の開催及び運営

 １　委員会は、原則として毎月１回開催する。

 ２　委員会は、委員２名以上の出席がなければ、開催することができない。ただし、

　　開催が困難な場合において、庶務による委員への持ち回り審査を行うことができる。

 ３　委員長は、委員会終了後直ちに、審査結果を知事に提出する。

第５ 庶　務

 委員会の庶務は、子ども・福祉部福祉企画課においてこれを処理する。

　　附　　　　則

　　この要綱は、昭和５６年４月１日から施行する。

 この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成７年７月１日から施行する。

 この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

 この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。